

徳島県告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月15日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
弁護士法人一番 町綜合法律事務 所	東京都千代田区紀 尾井町3番12号紀 尾井町ビル	徳島県奨学金債権回 収業務	令和8年3月 27日	令和8年4月 1日